

大田市内の中小企業の皆様へ

大田市新型コロナウイルス感染症対策 資金等信用保証料補助金のご案内

大田市では、新型コロナウイルスの影響により事業活動に影響を受けた、市内中小企業者等の資金繰りを支援するため、以下のとおり、「大田市新型コロナウイルス感染症対策資金等信用保証料補助金」を創設しました。

受付期間 令和2年3月19日～令和3年3月31日

補助の対象となる融資制度	①島根県制度融資「新型コロナウイルス感染症対策資金」 ②中小企業信用保険法第2条第5項第4号もしくは第5号(セーフティネット4号・5号)の認定を受けた、保証付きの融資
補助対象者	・上記①の融資を受けた者 ・上記②の融資を受けた者(ただし、融資に係るセーフティネットの認定が、令和2年3月2日以降のものに限る)
補助対象経費	①、②の融資制度を利用する中小企業者等が、島根県信用保証協会に支払う信用保証料
補助率	10/10 ※千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる
補助上限	300,000円
必要書類	
(1)大田市新型コロナウイルス感染症対策資金等信用保証料補助金交付申請書 (2)島根県信用保証協会が発行した、当該融資に係る信用保証料受入証明書 (3)その他市長が必要と認める書類	

補助金に関するお問い合わせ先

大田市産業振興部産業企画課

電話:0854-83-8075

メール: o-syoukou@city.ohda.lg.jp